

第1回枚方市空家等対策協議会における委員意見および整理内容

項目	意見要旨	整理内容	修正案（囲み内は前回案）
<p>資料2【6頁】 ②（1）イ</p> <p>判断基準 （臭気の表記）</p>	<p>「強い程度の臭気」とあるが、強い弱いは、個人によって程度が変わる。表記が分かりにくい。</p> <hr/> <p>臭気の強さの表記に、根拠となる環境省の臭気指数規制ガイドラインを参考として記載してはどうか。</p>	<p>文言を修正。 臭気強度の表記の出典を記載。</p> <p>〔他項目内の臭気の程度の表記も同様に修正する。〕</p>	<p>浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、敷地外で強いにおい*の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</p> <p>*臭気の程度については、環境省「臭気指数規制ガイドライン」を参考とする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、敷地外で強い程度の臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</p>
<p>資料2【7頁】 ③</p> <p>判断基準 （景観）</p>	<p>景観法は既設の建物には対処できない。特措法で対応できるよう基準を設けるべき。</p> <hr/> <p>景観に支障がある事例を委員で持ち寄って検討してはどうか。</p> <hr/> <p>国立市のマンション景観訴訟で、東京高裁判決では、景観は人によって捉え方が違う主観的なものとされたが、平成18年の最高裁判決では、景観は客観的な性格も有するとされている。事務局で研究されたい。</p>	<p>基準を設定。</p>	<p>地域の実情に鑑み、周囲の景観に著しくなじまない状態となっている。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>基準なし</p>

項目	意見要旨	整理内容	修正案 (囲み内は前回案)
<p>資料2【9頁】 ④(1)イ</p> <p>判断基準 (立木竹の繁茂)</p>	<p>「2mの高さにあたる範囲」は、紛らわしい表記である。</p>	<p>分かりやすい表記に修正。</p>	<p>隣接する道路に対しての立木竹及び雑草の越境が、車道(歩道に隣接している場合は歩道)の幅員の概ね30%以上に達しており、かつ、路面から概ね2mの高さまでの範囲の全部または一部に達している。</p>  <p>隣接する車道または歩道に対して、路面から概ね2mの高さにあたる範囲で道路の幅員の概ね30%以上にあたる範囲に立木竹及び雑草の越境がみられる。</p>
<p>資料2【9頁】 ④(2)ウ</p> <p>判断基準 (動物の営巣)</p>	<p>10という数に特定する必要がなく、「多数」の表記で良い。また、「繁殖」によるものに限定すべきではない。</p> <hr/> <p>具体的な数値があるほうが分かりやすい。事例を持ち寄って、8割方の人が理解を得られる頭数を探ってはどうか。</p>	<p>基準を修正。 「繁殖を行う等により」は削除し、頭数はそのままとする。</p> <p>大阪府における多頭飼育届の要件となる犬猫の飼育匹数は、10以上としている。</p>	<p>敷地内で概ね10個体以上の動物(鳥類や猫等)が常時住みつき、鳴き声やふん尿により地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</p>  <p>敷地内で動物(鳥類や猫等の愛護動物)が営巣または居住して、繁殖を行う等により概ね10以上の個体が常時住みつき、鳴き声やふん尿により地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</p>
<p>資料2【9頁】 ④(3)ウ</p> <p>判断基準 (土砂の流出)</p>	<p>家屋の存する敷地からの流出は想定できないとのことだが、敷地が広い家屋の場合、可能性がある。</p> <hr/> <p>近年のゲリラ豪雨などで建物のある敷地から流出した事例がある。</p>	<p>基準を設定。</p>	<p>大量の土砂が周辺に流出し、交通への支障や、周辺敷地における土砂の堆積等が生じている。</p>  <p>基準なし</p>

項目	意見要旨	整理内容	修正案（囲み内は前回案）
<p>資料3 【2頁】 (1)②</p> <p>手順 (立入調査)</p>	<p>立入調査は所有者が拒んだ場合、強制的にできないこと、過料の規定があるが、拒否の権利は認めることを示しておく必要がある。</p>	<p>立入調査を拒否された場合の対応、及びその過料の処分の手続きを追加。</p> <p>（命令に違反した場合についても、過料の処分の手続きを追記する。）</p>	<p>なお、所有者等から明示的な拒否があった場合には、立入調査を行うことはできない。</p> <p>②過料 立入調査を拒み、妨げるなどをした者は、20万円以下の過料に処する。（根拠：法第16条第2項） 過料の処分の手続きは、地方自治法の規定に基づき、過料処分を告知、弁明の機会の付与、過料の納付の通知等の手続きを行う。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">記載なし</p>
<p>資料3 【3、4頁】 文中各所 【13頁】 様式13</p> <p>手順 (助言又は指導)</p>	<p>助言又は指導とあるが、どちらにするのか。勧告書の様式には「指導に従わない場合」と記載があるので、本文も指導と記載すべき。法の記載は助言と指導は並列としており、枚方市の手順では、どちらか一方を取るべき。</p> <p>法令等で、全てに当てはまる書き方は非常に難しい。立法に当たって基礎的となる、たくさんの事例から、望ましい表現をつくってはどうか。</p>	<p>「又は」の表記を残し、様式の文言を修正。</p> <p>法の「又は」の用法には、どちらか一方のみと、どちらかの選択の両方があり、「助言又は指導」とはどちらかを選択と解釈され、実際には、個々の事案に応じて助言、指導、その両方を行うこととなる。</p>	<p><様式13> …〇〇様に対して対策を講じるように指導（助言）してきましたところありますが、…</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;"><様式13> …〇〇様に対して対策を講じるように指導してきましたところありますが、…</p>

項目	意見要旨	整理内容	修正案（囲み内は前回案）
資料3【4頁】 (1)② 手順 (助言又は 指導の方法)	指導を口頭ではじめる と、そこで言い争いにな ることもある。文書で 粛々で行う方が良い。 ----- 口頭での話し合いで解 決する場合もあり、助言 が必要である。	助言又は指導の方 法は、書面で行うこ とを主とする表記 に修正。	原則として、書面で行うものとす る。  <u>口頭によることも許容されるが、 改善しなかった場合の措置を明確 に示す必要がある場合には、書面 で行う。</u>
資料4 【1頁、7行～】 (1) 市独自制度 (緊急安全措置)	「法に先行して制定さ れた他自治体の条例で は・・・」は必要なく、 枚方市独自制度である ことを強調されたい。	文言を修正。	……市民の安全を確保するために、こ うした緊急性の高い事案に対しても、 迅速に対応可能な手法を設ける必要 がある。  <u>……緊急性の高い事案に迅速に対 応するために、法に先行して制定 された他自治体の条例では、「緊急 安全措置」と呼ばれる措置が規定 されている。本市においても、同 様に市民の安全を確保するための 緊急的な対応の手法を設ける必要</u>
資料4 【2頁、5行～】 (2) 市独自制度 (氏名の公表)	「法に先行して制定さ れた他自治体の条例で は・・・」は必要なく、 枚方市独自制度である ことを強調されたい。	文言を修正。	……空き家の所有者等が行政からの措 置命令に従わない場合に、当該空き家 の所有者等の氏名、当該空き家の所在 地、措置命令の内容等を公表するとい う措置が有効であると考えられる。  <u>……他市条例では、空き家の所有者 等が行政からの措置命令に従わな い場合に、当該空き家の所有者等 の氏名、当該空き家の所在地、措 置命令の内容等を公表するという 措置が規定されており、本市にお いても、氏名等の公表を行うこと</u>

1. 臭気の程度の表記について

6段階臭気強度表示法	
臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいかかわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
(2.5)	(2と3の間)
3	楽に感知できるにおい
(3.5)	(3と4の間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

出典：「臭気指数規制ガイドライン（環境省 平成13年3月）」

2. 動物の個体数の設定について

(1) 犬・猫の多頭飼育の届出制度

動物の健康及び安全の保持並びに動物による迷惑防止の観点から、大阪府において、犬及び猫をあわせて10頭以上を飼育している者に対して、届出を義務づけている。

○動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

(地方公共団体の措置)

第9条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

○大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

(多数の犬又は猫の飼養の届出)

第6条 犬又は猫の飼養者(法第十二条第一項第三号に規定する第一種動物取扱業者及び法第二十四条の三第一項に規定する第二種動物取扱業者その他規則で定める者を除く。)は、その一の飼養施設における飼い犬及び飼い猫(その飼養する猫をいう。以下同じ。)(いずれも生後九十日以内のものを除く。)の数の合計数(以下「飼養数」という。)が十以上となったときは、その日から三十日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

<一号から六号 省略>

<2項及び3項 省略>

(2) 猫の飼養に係る裁判事例

- ① 平成 20(ワ)2785 猫への餌やり禁止等請求 平成 22 年 5 月 13 日 東京地方裁判所
原告は、区分所有法が適用されるタウンハウスの管理組合及び住人 17 人で、被告である同タウンハウスの住人が、複数（18 匹）の猫に継続的に餌やりを行い、糞尿等による被害を生じさせたことは、区分所有者の共同の利益に反し、同タウンハウスの規約にも違反すると主張して、同タウンハウスの敷地及び被告の区分建物内での猫への餌やりの差止めと、慰謝料の支払を求めたもの。

(判決要約)

被告は、タウンハウス敷地及び被告区分建物内において、猫に餌を与えてはならない。被告は、原告に対し、総額 204 万円を支払え。

- ② 平成 13(ワ)1958 損害賠償等請求事件 平成 15 年 6 月 11 日 神戸地方裁判所
原告らが被告らに対し、猫（10 匹）の糞尿等による被害を発生させたことや、本件提訴の前段での調停申立に際し、名誉毀損行為等をしたことを理由に、これらが共同不法行為にあたるとして、損害賠償を請求した事件である。なお、原告は貸店舗で居酒屋を営む父と近隣に住む子の 2 人である。被告は原告の店舗と隣接する 2 世帯（いずれも夫婦 2 人）の 4 人。

(判決要約)

野良猫に餌を与え、付近に野良猫が集まるようになった結果、野良猫の糞尿により人が大きな不快感を味わっていることを認識できる場合には、給餌を続ける行為は、野良猫による被害が受忍限度を超えるものである以上は違法である。また被告らの名誉毀損行為やその他の行為についても違法性を認め、総額 426 万円の損害賠償を認めたもの。

(3) 枚方市保健所における猫の相談事例

平成 26 年度に市の保健衛生課に寄せられた猫による被害の相談をとりまとめたところ、原因となっていた猫の匹数を平均すると、相談 1 件あたり 9 匹であった。猫が 10 匹以上であった相談は 9 件あり、総件数 21 件のおよそ半数となっている。

猫の匹数別相談件数（平成26年度）

